



第3回 遺言書の種類と注意点



そろそろ遺言作成について考えていますが、遺言についてまったく知識がありません。遺言にはどのような種類があり、それぞれどんなメリット・デメリットがあるのか教えてください。

相続・贈与の 手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

第3回 テーマは「遺言書」

です。法定相続分の割合は、あくまでも法律上の目安です。特定の相続人に多く相続させたいなど、被相続人の遺志を遺産分割に反映させるには遺言書を活用します。

〈遺言書の種類〉

遺言は、ただ単に紙に書けばよいというものではなく、民法に定める様式に従って作成しなければなりません。定められた様式に従っていない遺言書は法的に無効となります。

今回は「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」の3つの方式を説明します。これ以外にも、危篤や船舶遭難時などの場合について、特別方式遺言を定めています。特別方式遺言は、生命

の危機が迫るような特別な状況に限るため、今回は省略します。

① 自筆証書遺言

遺言者が、自分で書いた遺言書です。パソコンやワープロでの作成は認められません。遺言の内容だけでなく、日付および氏名のすべてを自筆し、押印しなければいけません。

書き間違えたときや追記したいことが出てきたときは「3文字削除」「14文字加筆」といった文言を該当箇所近くに付記し、変更箇所、署名で押印したものと同じ印鑑を押印します。この方法に従わない変更は無効になります。

自筆証書遺言の特徴は、費用がさほどかからない、遺言内容や遺言したこと自体を秘密にできるといった点です。

② 秘密証書遺言

パソコン、ワープロや代筆で作成できる遺言です。公証人が確定日付を付けてくれるため、日付は必要ではありません。

遺言内容を記載した証書に遺言者自身が署名・押印し封筒に入れて、証書の押印に用いたのと同じ

印鑑で封印します。その封書を公証人および証人2人以上の前に提出して、自己の遺言書である旨ならびに筆者の氏名および住所を申述します。公証人がその証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後に、遺言者および証人が署名・押印することによって成します。

秘密証書遺言の特徴は、なんといつても遺言の内容の秘密を確保できる点です。

**公正証書遺言には
法律上の信頼性がある**



③公正証書遺言

最後に説明する公正証書遺言は、公証人が関与した公正証書による遺言のことです。証人2人の立会いのもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が署名・押印することにより作成します。

公正証書とは、公証人が権利義務に関する事実について作成した証書のことをいいます。あらかじめ公証人が適法かどうかをチェック

サンプル 公正証書遺言

遺言書

本職は、遺言者近代太郎の囑託により証人●●、証人▲▲の立会のもと、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

遺言の本旨

1条 遺言者は、その所有する次の財産を遺言者の妻花子（昭和21年2月1日生）に相続させる。

- 一、土地
所在 東京都中野区東中野〇丁目
地番 〇番地
地目 宅地
地積 165.40㎡

- 二、家屋
所在 東京都中野区東中野〇丁目
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 125.20㎡

- 三、普通預金
現代銀行 中野支店 口座番号1121121
古代信用金庫 東中野支店 口座番号2345678

2条 遺言者は、その所有する次の財産を遺言者の長男一郎（昭和48年4月8日生）に相続させる。

- 一、普通預金
時代信用組合 渋谷支店 口座番号9876543
- 二、定期預金
時代信用組合 渋谷支店 口座番号7788990

- 三、有価証券
未来証券 中野支店 口座番号456456に所在する株式

四、上記に掲げる財産以外のすべての財産

3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、上記長男一郎を指定する。遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払戻しおよび解約、有価証券等の名義変更、売却その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。

本旨外要件

東京都中野区東中野〇丁目〇番地
遺言者 近代 太郎 ㊟
(昭和19年1月9日生)

以下省略

クしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公的に証明するものです。

①自筆証書遺言、②秘密証書遺言は開封にあたり家庭裁判所の検認が必要ですが、③公正証書遺言は法律上の信頼性が担保されている

ますので、家庭裁判所の検認が不要です。遺言執行者を指定することで、他の相続人の同意を得ずに登記や預金の解約・払戻し等の手続きができます。また公証人役場に原本が保管されているので、紛失時にも再発行請求ができます。

ますので、家庭裁判所の検認が不要です。遺言執行者を指定することで、他の相続人の同意を得ずに登記や預金の解約・払戻し等の手続きができます。また公証人役場に原本が保管されているので、紛失時にも再発行請求ができます。

〈遺言書で注意すべき遺留分〉

民法では相続人や法定相続分などを定めています。被相続人である遺言者は、自分自身の財産については自由に決めたいと考えるのが普通でしょう。遺言書はそれを法的に後押しする制度です。

図表1 遺言書3方式の特徴

種類	書く人	署名・押印	日付	家裁の検認	証人	公証人の関与	その他の特徴
自筆証書遺言	本人	本人のみ	遺言書に年月日を書く	必要	不要	なし	・手続きが簡単で費用がかからない ・偽造されやすい ・紛失の恐れがある ・すべて手書きする必要がある
秘密証書遺言	だれでもよい	(遺言書)に本人(封筒)に本人・公証人・証人2名	封筒に公証人が提出年月日を書く		あり(遺言書の内容については関与しない)	2名	・遺言内容を秘密にできる ・遺言の代筆も可能 ・偽造・隠匿の心配がない
公正証書遺言	公証人	本人・公証人・証人2名	遺言書に公証人が年月日を書く	不要	不要	あり(作成から関与)	・遺言書の原本を公証役場に保管 ・遺言の内容が証人に分かる ・費用はかかるが最も確実な方式

遺言書の基本となるのは、遺産の承継者の指定です。法定相続分に関係なく、遺言者は任意に遺産分割の割合を決めることができます。「全財産の2分の1を妻に、残りの2分の1を長男に」といった相続割合の指定のほか、「家と

図表2 法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部	2分の1
子のみ	全部	2分の1
直系尊属のみ	全部	3分の1
兄弟姉妹のみ	全部	なし
配偶者と子	配偶者 2分の1	配偶者 4分の1
	子 2分の1	子 4分の1
配偶者と直系尊属	配偶者 3分の2	配偶者 3分の1
	直系尊属 3分の1	直系尊属 6分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4分の3	配偶者 2分の1
	兄弟姉妹 4分の1	兄弟姉妹 なし

注意しておきたいのが遺留分です。

遺言書の内容によっては作成の背景を確認

預貯金を妻に、家以外の不動産を長男に」といった具体的な分割の方法も指定できるのです。相続人以外の人や団体に遺産分与することもできます。いわゆる内縁の妻には相続権はありませんが、遺言により遺産を分与させることができます。また、世話になった福祉施設などに寄付をすることもできます。

す。これは兄弟姉妹以外の相続人に認められた権利で、遺言により遺産を相続できない、または少ない場合に、最低限保証される遺産相続権のことです(図表2)。

例えば遺言者が、特定の人に全財産を相続させる遺言書を作成している場合、他の相続人は遺留分に相当する財産を取得できません。

遺言書の内容は、被相続人が遺言書を作成した時点の心情に大きく左右されます。遺留分には、被相続人の財産形成に協力してきた相続人がその後の生活に支障を来すなど、不当な扱いを受けるのを防ぐ目的があります。

遺留分を侵害した遺言書が実行された場合、遺留分を侵害された相続人は家庭裁判所に対し「遺留

分の減殺」を請求することができます。遺留分を侵害していても遺言書は無効とはなりません。遺留分の減殺を請求するかは、侵害された相続人自身が判断します。

遺言による相続預金の名義変更手続きにおいては、安易に相続預金の名義変更に応じた場合、後日他の相続人からクレームを受けることも考えられます。遺言の有効性について後日裁判等で問われることもあり得ます。遺言書の内容が特定の相続人に不利なものである場合などは、その遺言書が作成されることとなった背景を名義変更手続き者に確認すべきでしょう。疑義がある場合には、相続届に相続人の署名・押印を求めるとも検討すべきです。

今回のポイント

・遺言書には自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言がある。信頼性が高いのは公正証書遺言
・相続預金の名義変更等では、遺言書の内容を確認。内容により作成の背景を変更手続き者に確認する